

令和3年神奈川県議会 第3回定例会  
新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

令和3年11月16日

西村委員

私からはまず、宿泊療養施設における課題について質疑します。PCR検査を受けて急に陽性と言われて動揺している方にとって、必要なものを十分に準備してから宿泊療養施設に入ってくださいと言われても、なかなかそれは難しいと思います。

実は、この宿泊療養施設には差し入れができないということで、県民からお問合せを頂きました。この方は、途中で発熱していつも飲んでいる常備薬が欲しいと思ったが、差し入れは駄目だと言われたそうです。また、オンライン診療を受けるようにも言われたそうですが、オンライン診療などにも慣れていられず、とても困惑をしたというお声を頂いたもので、質疑します。例えば、旅行であっても、前々からしっかり準備していたのに、忘れ物をする場合があります。外部と接触できない、閉じ込められた空間で過ごすわけですから、心理的にも何かあったときに届けてもらえるということはとても重要になってくると思うのです。

まず、宿泊療養施設に入所されている方への差し入れについては、一切認めていなかったと記憶していますが、それをどのように説明し、どのように対応しているのか確認させてください。

医療危機対策本部室長

宿泊療養施設に入所される方については、自宅宿泊療養のしおりを宿泊療養施設に入所が決まったときにお渡ししています。その中で、差し入れやネットショッピングについては受け取れないということを伝えていますが、実際には、個別な事情でやむを得ないもの、例えば、持病の薬を自宅に忘れてしまった、あるいは、リモートワークをしたいのでパソコンをどうしてもホテルに届けたいといった方については個別に対応させていただいています。

西村委員

個別の対応が親切なのかどうなのかという話は後ほどしたいと思いますが、ちなみに、自宅・宿泊療養のしおりと県のホームページで検索すると、多言語版にもなっている2021年2月1日の第11版が出てきます。宿泊療養と検索をすると、今度はそのページがあって、最新の11月11日の第18版が出てきます。内容は大きく変わらないのでいいのではないかという話ですが、最新のものが手元で見られるように、ホームページを工夫していただいたほうがよいと思います。この第18版は、実はホームページで探すと一番下のほうに出てくるものですから、よろしく願います。また、そのように検索しても、自宅・宿泊療養のしおりとは出てきませんので、そこもきれいに整理していただきたいと思います。

次に、宿泊療養施設で発生した無断外出事例の中には、コンビニエンスストアで買物をしたという事案が複数あったと思います。これまでの無断外出事案の発生件数と、そのうち買物をした件数を確認させてください。

医療危機対策本部室長

無断外出事案については、全体で6件になります。そのうちコンビニエンスストア等で買物をした件数については、半分の3件になります。

西村委員

さて、先ほど個別で臨機応変に差し入れ等に対応しているとおっしゃいましたが、差し入れを断るケースとはどういった内容ですか。

医療危機対策本部室長

まず、生ものなど、保管の仕方によっては食中毒を起こしかねないもの、また、必ずお断りしているのはたばこお酒です。これは新型コロナウイルス感染症の症状悪化につながるためです。また、当然ながら、ナイフなどの危険物も禁止しています。また、例えば、大学の運動部でクラスターが発生し、宿泊療養施設に入ったときに、どうしても大学生の運動部員だと食事が足りないので食事を毎回差し入れたいというお話を頂きましたが、ビジネスホテルの冷蔵庫であると小さく、あまり保管ができないということもありますので、そういった場合は複数のお弁当を追加で差し入れることはお断りしましたが、2食分弁当を配付してあげるといった配慮はしています。

西村委員

ここで先ほどの個別に対応しているということに関わってくるのですが、東京都では、前日までに入所者本人が申し出れば、家族や知人等が直接持参する場合に限り、差し入れが可能となっています。その差し入れできるものも、常温保存可能なものであればよいということです。先ほどおっしゃった、酒やたばこ、刃物類は受付できないなどと明確に書いてあるのです。ちなみに、差し入れの中身は事務局が確認するというのも書いてあるのですが、個別に対応と言っても、それぞれ宿泊療養施設が別々にあって、そういったお話を伺う担当者も違いますから、ルールがなくて人によって差異が生まれてしまうことはないのかと危惧しています。本県でも実際に個別の事情に応じて差し入れを認めているのであれば、それをきちんとルール化して公表してもいいと思いますが、いかがですか。

医療危機対策本部室長

委員御指摘のとおり、個別対応であると、受け取れる例でも最初から駄目だと思って諦めてしまう方もいますし、実際、個別対応しているということは、ある程度ルール化もできるのではないかと思います。先ほど申しましたように、危険物やアルコールなどは不可といったことを、きちんと決めた上でルール化し、あらかじめこういうものでしたら大丈夫といったことを具体的に示したほうが公平性にもつながると思いますので、他県の例も参考にしながら検討していきたいと考えています。

西村委員

そこで、最初にお声を寄せてくださった方の話に戻るのですが、常備薬は御自身で御用意いただいて入所するようにしてくださいとしおりには確かに書いてあります。また、早期薬剤処方というものも神奈川県にはあります。ただ、これは最初の診断時に症状があった方だけに薬が渡されます。宿泊療養施設に入ってから熱が上がってしまう方もいらっしゃると思うのです。熱を測ってき

たときに、では、自分でオンライン診療を受けて、お薬を入手してくださいということは酷な話だろうと思います。こういったときに、常日頃から飲んでいらっしゃる熱冷ましの薬などを御家族が届けても受け取れるような体制にさせていただくことは、日常と違うところに閉じ込められているわけですから、宿泊療養者の方々の安心感にもつながると思います。今このように新規陽性者数が抑えられているからこそ、ルールをしっかりと決めて公表していただき、対峙、対応していただけるようよろしくをお願いします。

次に、新型コロナウイルス感染症に感染した労働者への支援ということで伺います。まず、令和2年度の労働相談の中で、新型コロナウイルス感染症に関してどのような相談が寄せられているのでしょうか。

雇用労政課長

令和2年度に寄せられた新型コロナウイルス感染症関連の相談は2,922件で、全体の相談件数1万2,480件の約4分の1でした。

労種別では、労働者からの相談が2,560件、使用者からの相談が300件等となっています。

相談項目別で見ますと、労働者からの相談のうち、休業に関するものが1,163件、解雇、雇い止めに関するものが427件、安全衛生に関するものが235件となっていて、緊急事態宣言に伴う休業やシフト削減への賃金保障、経営不振による解雇、雇い止め、感染防止対策への不安といった内容の相談が多く寄せられていました。

また、使用者の相談のうち、休業に関するものが197件となっていて、休業や時短営業に伴う労働者への賃金保障、経営不振で休業手当が支払えない場合の対応といった内容の相談が多く見られたところです。

西村委員

では、実際に新型コロナウイルス感染症に感染した労働者の方からの御相談はどういったものがあるのですか。

雇用労政課長

実際に新型コロナウイルス感染症に感染した労働者からの相談としては、休んでいる間の保障はどうなるか、あるいは、仕事があるのに出勤すると言われて困っているなどといった相談があったと聞いています。

西村委員

私の元にも、もう治ったと言われて宿泊療養施設から出てきたのに、PCR検査を自費で受けて、それから出勤としてもらわなくては困ると言われたという御相談でした。大分落ち着いてきましたが、何も分からないことが一番大きな壁だったのだろうと思います。

医療や介護など、新型コロナウイルス感染症患者に接する可能性のある職場では、労働者自身が感染するリスクがあるわけですが、一方で、ニュースにも出ていた百貨店従業員や、公共交通機関の駅員が不特定多数の人と接触することで知らない間に感染してしまったというケースもあるわけですが、こうした場合は労災保険の対象となるのでしょうか。

雇用労政課長

労働者が仕事をする上で様々な方と接触する可能性があって、新型コロナウ

ウイルス感染症に感染するリスクを伴うが、こうした労働者の業務に起因して新型コロナウイルス感染症に感染したと認められる場合には、国の制度である労災保険の対象となっています。

具体的には、医師や看護師などの医療従事者や介護従事者は業務外で感染したことが明らかな場合を除き、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、原則として労災保険の対象となっているところです。また、医療従事者や介護従事者以外の労働者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、労働基準監督署が個別の事案ごとに業務の実情調査を行い、業務と感染との関連性が認められれば、労災保険の対象となり得ます。

労災保険の対象となった方は、その治療に要した費用を給付する療養補償給付や、療養のために仕事を休んだ場合の賃金を給付する休業補償給付が受けられます。

西村委員

これはなかなか難しいと思います。第5波のときには、エアロゾル感染という言葉も飛び交っていました。それを考えれば、出勤途中の電車の中で感染することも想定できるが、証明はできないのです。第5波のときには、濃厚接触者の基準も最初と変わらなかったのですが、デルタ株は接触が長時間ではなくてもより一層感染する可能性がありますと言われていながら、保健所から来た連絡は昔のカテゴリーの中だけで取り扱われていました。保健所からはそれ以外に気になる人がいたら、陽性の方が自ら連絡してくださいという苦肉の策も取られていました。それを見過ごしてしまった私たちも悪いのかもしれないが、このままだと、結局、エアロゾルによる感染であったら、濃厚接触であったらという人には、まずこの対象にはなっていないのではないかということをととても危惧しています。

新型コロナウイルス感染症に感染された方の中には、後遺症が出る方もいらっしゃるというの聞いていますが、感染して労災認定がされた方に後遺症が出た場合、措置はあるのでしょうか。

雇用労政課長

新型コロナウイルス感染症に感染して、労災保険の給付を受けていた方に後遺症に当たる症状が出て、療養や休業の必要が認められる場合には、労災保険の給付対象となります。ただし、新型コロナウイルス感染症の後遺症については、具体的な症状が全て明らかになっているわけではないので、労災保険についても、労働基準監督署が個別事案ごとに調査することとなっています。

西村委員

なかなか線引きが見えていないことですので、しっかりと情報収集、国との情報共有を進めていただけたほうがよいと思います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が一旦落ち着いてきた中で、後遺症に悩む方が増えていくことが想定されています。業務に従事する中で、新型コロナウイルス感染症に感染して、治療が終わった後も後遺症を抱えて仕事に復帰できずにいる方を本当に御心配申し上げますところであります。

先日、ニュースで兵庫県内の介護施設で働く方が、職場で新型コロナウイルス感染症に感染し、労災が認められた後に、後遺症の症状があるとして、改め

て労災が認められたという報道がありました。それを受けて、後遺症についての労災が想定できることが広がってはきているのですが、新型コロナウイルス感染症の後遺症については、国でも研究段階にあるというわけですから、後遺症にも労災保険の適用の可能性があったにせよ、それが果たして適用になるかどうかは明確なことが打ち出せないと思います。しかし、困っていらっしゃる方はきっと出てくるのであれば、相談窓口で医療とも連携しながら、どこの相談窓口につなげばいいのかということが1つと、今後、この後遺症の労災について、どのように国が線引きして、認めていくのかという情報を早く入手しないと、相談を受け手、労働基準監督署につなげたが、認定されませんでしたとなれば、申し訳ない限りになってしまいます。情報収集と連携を図っていただくようお願いいたします。

もう1つ、先行会派からも中和抗体療法について質疑がありました。我が会派としては、緊急要望も出させていただき、また、代表質問でも取り上げ、県立がんセンターをはじめ、拠点もつくるということで取組が着実に広がっていると実感しています。

まず、委員会資料の10ページの表で、79医療機関で治療実績ありとなっています。入院拠点病院が23で外来拠点病院は11ですので、残りの45の医療機関はどういう扱いになるのですか。

医療危機対策本部室長

拠点病院は、この治療薬をストックできる所になります。その他の実施機関は、ストックできないところ、つまりその都度製薬会社に申し込んで、1日、もしくは場合によっては2日といった若干のタイムラグがありながら、それで投薬するケースを行っている所となります。

西村委員

こうやって進めていただいておりますが、先ほども、国産の経口薬の話が出ていました。経口薬モルヌピラビルは米国メルク社製で、160万回分を導入すると国が方針を固めたと言っていますが、このように新薬が来たときの治療体制はどのように考えていらっしゃるのですか。

医療危機対策本部室長

中和抗体薬については、まず、ロナプリーブから投与を開始し、その後ソトロピマブが出てきました。製薬会社の製造体制もありますので、後から出てくることが条件厳しい、要は、供給量に制限があります。そういった意味で、医療機関が何を選擇するのにはあるのですが、ロナプリーブ以外はストックができないこととなります。先ほど、拠点病院ではストックができるメリットがあるという話をさせていただきましたが、まだストックができない薬についてはなかなか使い勝手が悪いので、それがストックできるようになると、県内の医療機関でも活用が進んでいくのではないかと思います。そういった情報が逐次更新されていくと思いますので、そういった情報を得次第、ロナプリーブと同様の対応も検討していきたいと考えています。

西村委員

それまでの製品はほとんどが点滴薬で、モルヌピラビルについては経口薬ですので、本来であればストックできるのが一番の利点になり、大きな期待が寄

せられていると思います。今は状況が落ち着いていて、いろいろな新薬が出てきていますので、今後も、国との連携も強化していただき、第6波が来ないことを望みますが、その際には円滑に投与ができ、また、万が一の副作用に対応ができる体制を整えること、備えていただくことを要望して、私の質問を終わります。